

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省では、工事の積算に用いるための「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を令和5年2月14日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として国と同日付で決定しましたが、本年度当初と比べ約5.3%の上昇となりました。

これにより平成24年度との比較では、83.6%の上昇となったところです。

今回の改正では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映したほか、法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用に加え、元請企業から技能者に対して直接支給している手当が反映されたものとなっております。

受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応を図られますよう、よろしく願いいたします。

なお、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

公共工事設計労務単価の上昇を技能労働者の処遇改善につなげるため、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対して、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をお願いいたします。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価においても、引き続き、技能労働者本人負担分の法定福利費が含まれており、北海道水産林務部所管の工事においては、法定福利費や法定外の労災保険の保険料についても適切に予定価格に反映されるよう措置しております。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めるほか、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結してください。